

NPO法人 Ses.Kobitch.F.F.C.プロジェクト

(セズ・コビッチ・エフ・エフ・シー・プロジェクト)

「F. F. C. Seleccion」

(フットボール・フットサルクラブ セレソン)

クラブ規約

第1条 (総則)

このクラブは、F.F.C.Seleccion (以下「当クラブ」という) と称する。

第2条 (所在地)

当クラブの所在地は、大阪府柏原市石川町 7-24-903 に置く。

第3条 (目的)

当クラブは Ses.Kobitch.F.F.C.プロジェクトに基づき、以下の目的を達成するために事業を行うものとする

- 1 青少年の健全な心身の育成及
- 2 「生きがい」や「夢」を共有することのできる仲間づくり
- 3 親子の積極的なコミュニケーションの場の提供
- 4 次世代の子供たちに経験・知識・道徳・慣行などを伝えることができる指導者の育成

第4条 (運営組織等)

当クラブは、NPO法人 Ses.Kobitch.F.F.C.プロジェクトが運営を行ない、Ses.Kobitch.F.F.C.プロジェクト及び当クラブの目的に賛同する個人、家族をもって組織し、スポーツ育成に関わる有資格者・教員・教員志望者・保護者等が指導者となり活動を行う。

第5条 (会員資格)

資格対象者は、Ses.Kobitch.F.F.C.プロジェクト及び当クラブの目的に賛同し、サッカー・フットサルを通じて健全なる心身の発達と、会員相互の親睦を望む、幼稚園(年中)から中学生以下の児童(男女問わず)とする。

第6条 (活動)

- 1 当クラブは第3条の目的を達成するために次の活動を行う。

- ・ サッカー、フットサルを主としたスポーツ活動
 - ・ 他団体との交流活動
 - ・ 地域ボランティア活動
 - ・ その他、当クラブの目的達成に必要な活動
- 2 活動は以下のカテゴリ別に行う。ただし、指導者が認めた場合は、異なるカテゴリでの活動を行うことができる。

カテゴリ	対象学年
ジュニアユース	U-15 中学生
ジュニア	6年生

第7条（入会）

- 1 当クラブに入会する者は、所定の入会に関する覚え書きを熟読し、保護者の同意を得て入会申込書と同意書を提出する。
- 2 別途定める、入会金・スポーツ安全保険料を納付する。
- 3 連絡を円滑にするため、携帯電話連絡網への登録を行う。
- 4 活動に必要なウェア等の備品を原則、購入する。
- 5 活動は原則、スポーツ安全保険加入手続きが完了してからとする。
- 6 医師により活動を止められるような疾病がある場合は入会を認めない。
- 7 当クラブの活動に著しく支障をきたす恐れがあると判断した場合は入会を認めない。

第8条（休・退会）

- 1 休会及び退会を希望する者は、前月の末日までに代表者に届けなければいけない。
- 2 休・退会の届けもなく、3ヶ月を超えて当クラブの活動に参加しない者は、自然退会とし、当クラブ会員の資格を失うものとする。但し、特別な理由と認められる場合は、この限りではない。
- 3 前条2項に定める費用及び、その他入金済みの会費等については返却しない。

第9条（参加停止・除名）

当クラブの会員及び保護者が、以下のいずれかに該当する場合は、活動参加停止又は除名を行うことができる。なお、除名された場合は、当クラブに再び入会することはできない。

- 1 各種法令に違反し、犯罪の容疑より公訴を提起され、書類送検され、又は起訴された場合。
- 2 他の会員に対し、いじめや迷惑行為等の事実が認められた場合。
- 3 グラウンド等の活動施設において、設備や備品などを故意に傷つけたり、破壊行為等を行った場合。

- 4 近隣地域の住民に対する迷惑行為等を行なった場合。
- 5 指導者等に暴力や迷惑行為等を行なった場合。
- 6 その他、当クラブの活動に多大な支障を及ぼした場合。

第10条（会費等）

- 1 年会費については別途定め、年度毎に徴収する。
- 2 月会費については練習回数に応じ、別途定める。
- 3 月会費は、当月の14日までに当クラブの指定口座に振り込む。
- 4 その他、試合及び特別活動を行う場合は、必要に応じ費用を徴収する。
- 5 スポーツ安全保険は年度加入（4月～翌年3月）とし、加入金は年会費より支出する。

第11条（会員の有効期限）

- 1 会員資格は当年4月1日から翌年3月31日までとする。
- 2 次年度の会員資格の更新を希望する者は、3月14日までに翌年度の継続更新の意思を示し、別途定める年会費を納める。
- 3 スポーツ安全保険の加入手続きの完了をもって、新年度の当クラブ継続会員とする。

第12条（怪我・事故等の対応）

- 1 怪我・事故等については起きないように万全の注意を払うが、当クラブの活動中において発生した事故等による傷害については、加入するスポーツ安全保険を適用し、当クラブは一切責任を負わない。
- 2 活動中における金品の紛失及び盗難などについては、当クラブは一切責任を負わない。

第13条（個人情報保護）

- 1 当クラブにおいて取得する個人情報は会員への連絡、協会登録、大会参加等の当クラブ活動業務に利用し、他の目的での利用は行わない。
- 2 当クラブ公式HP及び指導者ブログ等に掲載される写真等の肖像権は原則放棄する。但し、それを認めない場合は当クラブまで、その旨連絡のこと。

第14条（規約の改正）

本規約は複数の指導者会議の決議を以って、随時更新及び追加することができる。

附則（施行期日）

この規約は、平成22年8月2日から施行する。

附則（施行期日）

この規約は、平成24年4月1日から施行する。